



国道159号の通行を確保しました

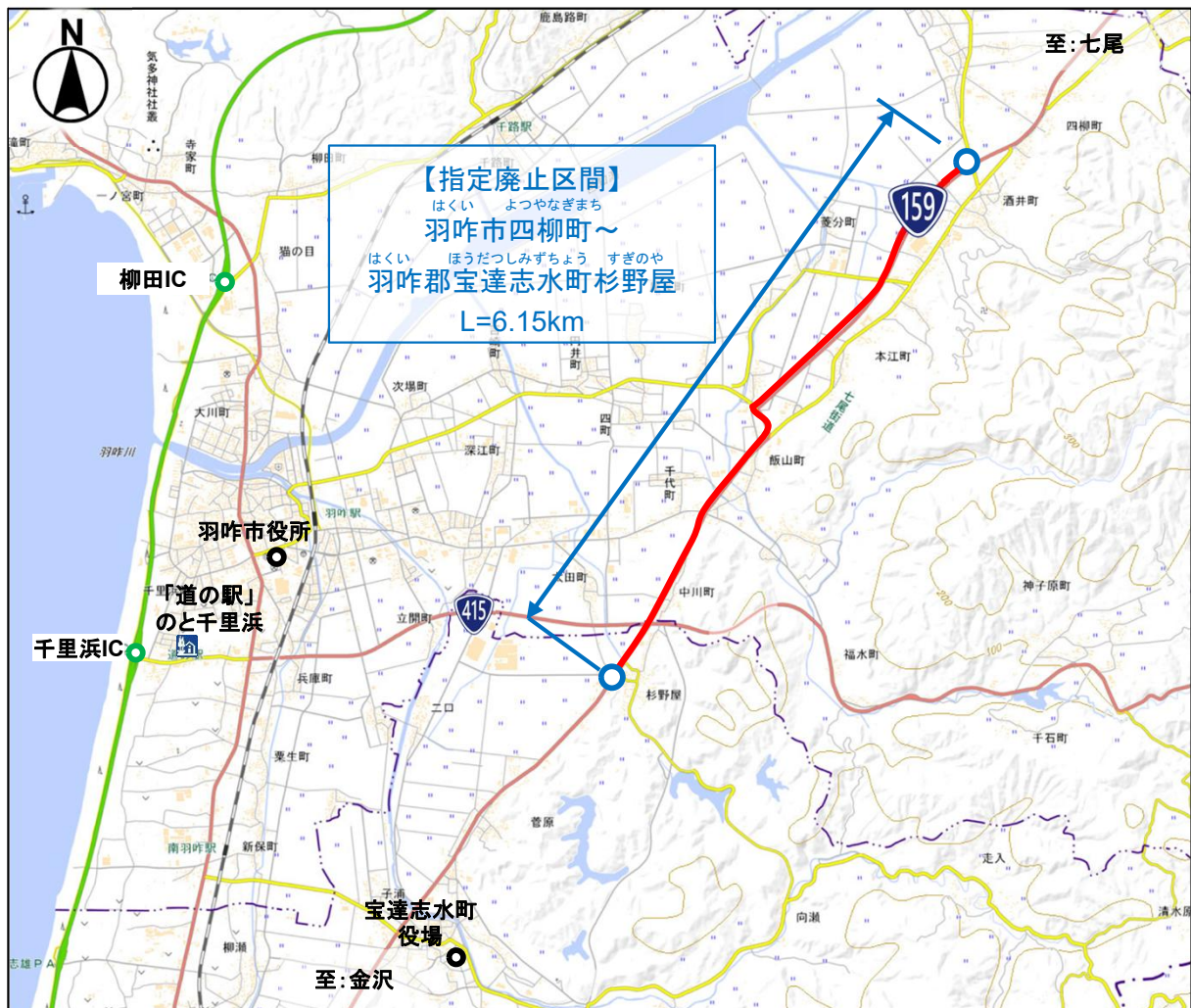
～災害対策基本法に基づく区間指定を廃止～

金沢河川国道事務所では、災害対策基本法に基づき、国道159号における立ち往生車両等の移動を実施し、車両の通行を確保しました。

本日14時30分に全ての作業が完了したことから、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

路線名: 国道159号

指定を廃止する区間: 石川県羽咋市四柳町^{はくい よつやなぎまち}～羽咋郡宝達志水町杉野屋^{はくい ほうだつしみずちよう すぎのや} (L= 6.15km)



お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所

道路管理第一課長

おがわ あきら
小川 明

電話: 076-264-8800

【事務所HP】



【X】

